

No. 40 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

令和2年7月1日現在

1 法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		2 所管部局 室・課	岩手県警察本部 刑事部組織犯罪対策課		
3 設立の根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		4 代表者 職・氏名	理事長 吉田 瑞彦		
5 設立年月日 (公益法人、一般法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日 (平成23年1月12日公益財団法人へ移行)		6 事務所 の所在地	〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号		
			7 電話番号	019-624-8930		
8 資(基)本金等	600,000,000	円	うち県の 出資等	499,105,000円	83.2%	
9 設立の趣旨 この法人は、暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。						
10 事業内容 (1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。 (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条に規定する講習を行うこと。 (8) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (11) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業						
11 常勤職員の状況	合計	2名	うち県派遣	0名	うち県OB	2名
	職員の平均年収	2,732千円(平均年齢 63才) ※令和元年度実績				
12 常勤役員の状況	合計	1名	うち県派遣	0名	うち県OB	1名
	役員の平均年収	4,430千円(平均年齢 62才) ※令和元年度実績				

経営目標(事業目標及び経営改善目標)の達成状況

(1) 事業目標

項目名	目標	実績
1 暴力団からの被害防止のための広報誌の配布(配布部数)	35,000部	33,100部
2 暴追県民大会の開催(参加者数)	600名以上	550名参加
3 暴力団被害者等に関する相談の適切な対応と支援(相談・照会件数)	適切な助言等の実施	91件
4 暴力団離脱者に対する社会復帰支援(支援件数)	支援の実施	0件
5 責任者講習委託事業の効果的・計画的推進(実施回数、受講者数)	23回、600名	25回、745名
6 東日本大震災復旧・復興事業への暴力団介入阻止のための支援(相談・照会件数)	支援の実施	91件
7 県民からの意見・要望の把握による事業の推進(弁護士の派遣等)	弁護士の派遣	23回

(2) 経営改善目標

項目名	目標	実績
1 基本財産運用収入の確保	年利2%以上	年利1.94%
2 基本財産運用収入以外の確保(寄附金・賛助金)	寄附金H30 630千円 賛助金H30 5,826千円	寄附金 630千円 賛助金 5,961千円
3 暴追県民大会費用の節減(負担割合)	総経費の82%以内	60.4%
4 ホームページを活用した情報公開の推進	最新情報の公開	実施
5 法人事業活動の積極的なPR活動・賛助会員の確保	H30会員数294人	299人

県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項目	29年度	30年度	令和元年度
長期貸付金残高	0	0	0
短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0
短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0
損失補償（残高）	0	0	0
補助金（運営費）	0	0	0
補助金（事業費）	0	0	0
委託料（指定管理料を除く）	2,362	2,366	2,257
指定管理料	0	0	0
その他	0	0	0

財務の状況

(単位：千円)

貸借対照表	29年度	30年度	令和元年度		
流動資産	3,195	2,695	2,220		
固定資産	764,538	773,043	754,602		
資産合計	767,733	775,738	756,822		
流動負債	900	1,010	859		
固定負債	1,878	1,536	1,024		
負債合計	2,778	2,546	1,883		
正味財産合計	764,955	773,192	754,939		
負債・正味財産合計	767,733	775,738	756,822		
正味財産増減計算書	29年度	30年度	令和元年度		
経常収益	21,726	21,072	20,970		
経常費用	21,550	21,263	20,396		
うち事業費	15,658	16,098	15,313		
うち管理費	5,892	5,166	5,083		
評価損益等	0	▲ 967	▲ 4,289		
当期経常増減額	176	▲ 1,158	▲ 3,714		
経常外収益	0	1,387	434		
経常外費用	0	0	0		
当期一般正味財産増減額	176	229	▲ 3,280		
当期指定正味財産増減額	3,692	8,008	▲ 14,973		
正味財産期末残高	764,955	773,192	754,939		
財務指標	29年度	30年度	令和元年度	傾向 (令和元/30年度)	計算式
自己資本比率 (%)	99.6	99.7	99.7	→	=正味財産／総資産×100
流動比率 (%)	354.9	266.8	258.4	↓	=流動資産合計／流動負債合計×100
有利子負債依存度 (%)	0.0	0.0	0.0	→	=有利子負債／総資産×100
管理費比率 (%)	27.3	24.3	24.9	↑	=管理費／経常費用×100
人件費比率 (%)	57.5	58.0	61.9	↑	=人件費／経常費用×100
独立採算度 (%)	100.8	105.6	104.9	↓	= (経常収益＋経常外収益－補助金収入〔運営費補助〕) / (経常費用＋経常外費用) × 100
総資本経常利益率 (%)	0.02	▲0.15	▲ 0.49	↓	=当期経常増減額／正味財産期末残高×100

II 所管部局の評価

1 法人の役割と実績

(1) 法人の役割と実績

① 現状と課題

社会全体において暴力団排除の気運が高まっている昨今、法人にあつては暴力団排除活動への支援、離脱者の社会復帰支援等引き続き重要な役割が求められており、その役割に応えられるよう、事業に対する県民の理解を深めるとともに、情勢に応じて的確に業務を推進していく必要がある。

② 方策

事業の推進に当たっては法人の認知度向上が不可欠であり、変化する暴力団情勢について可能な限り共有を図り、説得力のある暴力団排除の必要性や事業説明の発信に反映させる等法人の存在、事業内容及び役割について効果的な情報発信をするよう、継続して適宜指導・助言を行っていく。

(2) 法人の財務

① 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う経済状況の変化により、一般正味財産として保有する有価証券の時価評価損が429万円、指定正味財産として保有する有価証券の時価評価損が1,497万円発生したが、これにより直接の損失が発生していないこと、引き続き7億5,494万円の正味財産を保有していることから、健全な経営状態を維持していると言える。

② 方策

新型コロナウイルス感染症拡大等による経済情勢は先行きが不透明であり、特に法人の収益の柱である賛助金・寄附金収入に与える影響は少なくないと考えられる。現在の賛助会員と良好な関係を保ち、退会を最小限にとどめるとともに、引き続き各種講習や講演会を通じて法人の役割と重要性について積極的な広報を行い、可能な限り新規の賛助会員を獲得できるよう助言等を行うこととする。

(3) 法人のマネジメント

① 現状と課題

法人の職員は少数であり、役員についても公益法人移行に伴うスリム化により最低限の人員となり、小回りの利く体制となったことで課題や情報を随時共有でき、都度解消を図ることができる状態となっている。

② 方策

現状では特段の課題は生じていないが、法人は個人情報を取扱うことを主要事業の一つとしていることから、今後もコンプライアンス対策の徹底を継続する。

また、法人が今後も県民のニーズに沿った役割を果たすことができるように、責任者講習時の受講者に対するアンケートやホームページでの要望・意見の吸い上げを行うとともに、その結果の事業への反映を適宜行うことができるように指導していく。

(4) 法人への県関与

① 現状と課題

平成23年の公益法人移行に伴い、県職員の役員への就任を原則廃止したことにより、法人への県の関与は業務委託（責任者講習）のみとなっている。その他の人的支援、財政的支援は受けていない。

② 方策

委託事業である責任者講習について、随時最新の情報を取り入れるとともに、他県の取組を参考とする等、内容の充実が図られるよう、法人に対し必要な情報提供や助言をしていくこととする。

Ⅲ 統括部署（総務部）の総合評価

総合評価のレーダーチャート

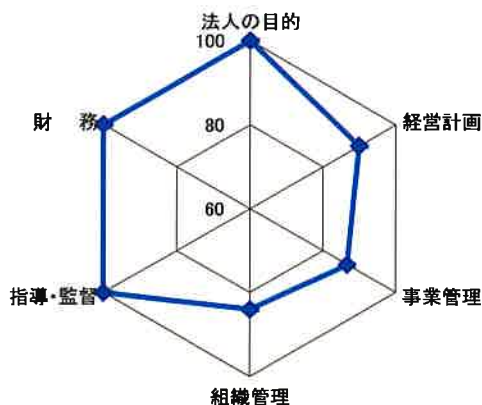
評価分野	評価結果	前年度
法人の目的	100.0	100.0
経営計画	90.0	90.0
事業管理	86.7	86.7
組織管理	84.0	84.0
指導・監督	100.0	100.0
財務評価	100.0	100.0
	A	A

注1 点線は令和元年度における評価結果を示しています。

注2 財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、レーダーチャート作成時に、次のとおり点数化しています。

A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

マネジメント・財務のレーダーチャート



取り組むべきこと（指摘事項）

(1) 法人が取り組むべきこと

法人の主要な財源である賛助金・寄附金の確保が課題であり、法人の役割に対する県民の認知度の向上に向けて、より効果的・効率的な広報活動に取り組む必要があります。

(2) 所管部局が取り組むべきこと

法人の取組を効果的なものとするため、引き続き、法人・関係機関と連携して情報の共有と取組の強化を図るとともに、法人に対して適切な指導・助言を行う必要があります。

運営評価結果における指摘事項への取組状況

○平成29年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
震災からの復興とふるさと振興の取組を推し進めるために、引き続き警察や関係機関と連携して、被災地をはじめ、県内各地域への暴力団加入阻止等の取組を実施する必要があります。	実施済	警察と連携し、被災地において復興事業に従事する企業等に対し、直接の暴力団介入の防止を目的とした研修会を開催する。また、被災地以外の県内各地域においては、広く広報啓発活動を行う事により、暴力団による復興事業等への介入の動向察知及び介入の未然防止を図る。復興事業等への参入業者からの暴力団関係相談に対し、警察と連携し、適切な対応を実施する。	H30.3

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
復興とふるさと振興に向けた県の施策実施のため、引き続き関係機関と連携し、情報の共有と取組の強化を図る必要があります。	実施済	引き続き、被災地における責任者講習等の講習会等において暴力団排除に係る広報啓発を行い、暴力団の復興事業への介入阻止を継続するとともに、県内全域においては各自治体、関係事業者団体との連携を強化し、必要な情報について随時共有が図られるように指導する。	H30.3

○平成30年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
法人の主要財源である賛助金・寄附金を確保していくため、引き続き、法人の役割の認知度の向上のため取り組んでいく必要があります。	実施済	暴力団追放県民大会、企業等への研修、責任者講習等の機会を通じて法人の事業内容のPRを行うことで認知度の向上を図るとともに、新規の賛助会員の発掘を図り、継続して賛助金及び寄附金を確保することが出来るよう取組を行っていく。	H31.3
県内各地域への暴力団介入阻止のため、引き続き、警察や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。	実施済	警察と連携し、県内各地域において企業等に対し、暴力団介入の防止を目的とした研修会を開催する。併せて広く広報啓発活動を行うことにより、暴力団による各種事業への介入の動向察知及び介入の未然防止を図る。企業等からの暴力団関係相談に対し、警察と連携し、適切に対応する。	H31.3

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
法人の取組を効果的なものとするため、引き続き、法人と関係機関と連携して情報の共有と取組の強化を図るとともに、法人に対して適切な指導・助言を行う必要があります。	実施済	引き続き、責任者講習等の講習会等において暴力団排除に係る広報啓発を行い、暴力団の各種事業への介入阻止を継続するとともに、各自治体、関係事業者団体との連携を強化し、必要な情報について随時共有が図られるように指導する。	H31.3

○令和元年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
法人の役割を発揮するとともに、法人の主要な財源である賛助金・寄付金を確保していくため、引き続き、法人の役割の認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があります。	実施済	暴力団追放県民大会、企業等への研修、責任者講習等の機会を通じて法人の事業内容のPRを行い、認知度の向上を図るとともに個別に企業訪問等を行った結果、賛助会員の新規7団体の獲得に成功し、賛助会員総数で前年比5会員の増加となった。	R2.3
県内各地域への暴力団介入阻止等のため、引き続き、警察や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。	実施済	警察と連携し、県内各地域において行政、企業等に対して責任者講習・研修会を開催し、暴力団による各種事業への介入の動向察知及び未然防止を図った。また、企業等からの暴力団関係相談に関しては、警察と連携し、適切に対応した。	R2.3

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
<p>法人の取組を効果的なものとするため、引き続き、法人と関係機関と連携して情報の共有と取組の強化を図るとともに、法人に対して適切な指導・助言を行う必要があります。</p>	<p>実施済</p>	<p>法人の広報誌及び各種協議会において最新の暴力団情勢を発信し、責任者講習では暴力団への対応要領等について講義を行うことにより、法人の広報啓発活動の効果を高めることに寄与した。今後も同様に効果的な取組となるよう法人との連携を強化していくこととする。また、他都道府県警察との情報交換により、全国の他の暴排センターの情勢・好事例を提供する等することにより具体的な指導・助言を行っていく。</p>	<p>R2.3</p>